

VI-25

日本の公共工事の契約制度に関する研究

東京大学 学生会員 山形珠実

東京大学 正会員 渡邊法美

東京大学 フェロー会員 國島正彦

1. はじめに

毎年膨大な額の公共投資が行われる中で、1993年に政治家と建設業者の贈収賄疑惑が発覚したことを発端として、入札、契約手続の透明性・客観性、競争性の向上が求められた。また建設市場の国際化もすすみ、これらを受けて公共工事執行システムの変化・改革の要求が高まっている。

本研究は、公共工事執行システムの契約制度に着目し、各主体の満足度に基づいた評価を試みた。

2. 評価モデル構築までの流れ

本論文において契約とは、発注者・元請間の請負契約、発注者・建設コンサルタント間の委託契約、元請・下請間の下請契約の3つの総称を言う。

まずこの契約制度の現状を把握するために、契約制度の歴史、諸外国の例、法律・約款等についての文献調査、発注者、元請業者、下請業者、建設コンサルタントに対するヒアリング調査を行い、事実関係の理解に努めた。

その後、これらを通じて考えられる契約制度の問題点を整理した上で、指標を用いて契約を評価するモデルを構築することを試みた。

3. 現状の契約制度の問題点

問題点を含む項目として以下の10項目が抽出できた。

①片務契約、②発注者サイドの技術力の低下、③請負業者やコンサルタントの仕事、責任の増加、④予定価格制度、⑤予算制度、⑥入札制度、⑦下請制度、⑧共同請負方式（JV）、⑨不明確さ・曖昧さ、⑩日本的な考え方

4. 評価モデル

文献及びヒアリング調査で得られた知見をもとに、評価指標を各主体（発注者、元請業者、下請業者、建

設コンサルタント）の満足度 C_j を用いて、以下に示す手順で契約制度の評価を行った。（図1）

- ① 目標・制約条件となる項目を抽出する。これは全9項目（金銭・責任を持つ・主張が通る・工事の安全・期限の遵守・構造物の機能・仕事のやりやすさ・受注機会均等）となった。
- ② 各条件の優先順位（ i ）及び重み（ W_{ij} ）を決定する。この際重みの合計が50（ $\sum W_{ij} = 50$ ）となるようにした。
- ③ 条件毎に関与する現状を抽出し、それらが条件にどのような影響を与えているかを正負・大小で判定する。
- ④ ③を総合して各条件の満足変数 S_{ij} を-1.0、-0.5、0.0、0.5、1.0の5段階で判定する。
- ⑤ $C_j = \sum W_{ij} * S_{ij}$ として各主体の満足度を求める。

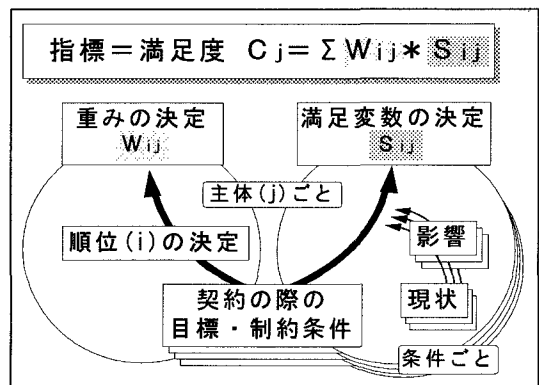


図1 評価モデル

この手順により求められた各主体の満足度 C_j の計算結果は以下の通りとなった。

発注者	: 34.5
元請業者	: -9.0
下請業者	: -28.0
コンサルタント	: 5.5

5. 評価結果

満足度Cjの最大値50となる時を100%として、図2が得られた。

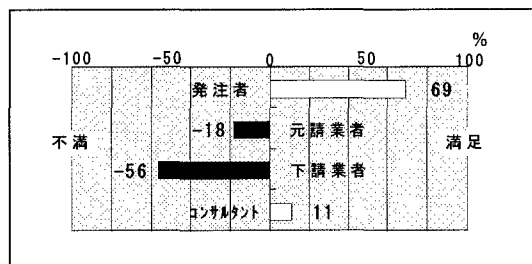


図2 評価結果

この結果より分かることは、発注者、コンサルタントは現状の契約制度に満足を示し、元請・下請は不満を示し、かつ発注者、コンサルタント、元請、下請の順に不満は高まっていくことであり、これはヒアリング調査から得た印象と一致した。また下請は元請の約3倍不満である、という結果は元請が自らの不満を下請との契約に転化していると解釈できる。コンサルタントが満足を示したのは、現状が発注者のパートナーという存在だからではないかと推測される。

この評価モデルは、契約の片務性を定量的に示すことができたといえる。

6. よりよい契約とは？

よりよい契約を満足度という指標で考えると、満足度が同程度でかつ高水準となる場合のことで、それは片務契約を是正することにつながると思われる。従って以下に示す方策が有効と考えられる。

- ① 全ての主体に正の影響を与えるような状況にする。
- ② ①が成立しない項目に関しては、発注者が譲歩して、発注者の満足度を下げても請負業者及びコンサルタントの満足度を上げる。
- ③ 社会状況の変化に制度が追いつく。例えば相対的に技術力が低下している発注者は、建前としていつまでも設計を自ら行なうとするのではなく、建前と実体を一致させて技術的な部分を請負業者やコンサルタントに任せて責任を持たせる。
- ④ 項目の優先順位が一致する。この状況が実現すれば優先順位の高い項目から対策を立てることです

べての主体の満足度を同時に上昇させることができる。

- ⑤ (お上の^{かみ}) 発注者が努力すればいい、という日本的な考えを改め、(下々の^{しもじも}) 請負業者やコンサルタントが自ら努力することで変化を起こせるという意識を持って双方の努力を融合する。

7. ケーススタディ

6で示した方策を行なうことで本モデルの満足度が変化する程度の試算結果が図3に示す通りである。

一つの方策より、幾つかの方策を複合して行なった場合に、大きな効果があることが示唆された。

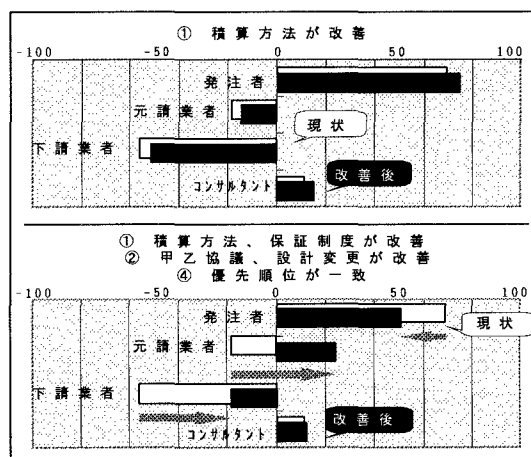


図3 ケーススタディ

8. おわりに

本研究は、公共工事の実施主体の満足度に着目して契約制度の評価を考察していった。今後、国民の満足度までも考慮した契約制度の評価モデルを構築していきたい。

参考文献

- 1) 國島正彦、庄司幹雄：「建設マネジメント原論」．山海堂、1994年
- 2) 建設業法研究会：「新訂 公共工事標準請負契約約款の解説」．大成出版社、1995年
- 3) 高比良和雄：「欧米の建設契約制度」．建設総合サービス、1992年
- 4) 荒木睦彦：「日本の建設業—その永い歩み」．槇書店、1993年